

京都市動物園ホームページバナー広告掲載に係る個別仕様書

(目的)

第1条 この個別仕様書は、
京都市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）が締結する、
京都市動物園ホームページ（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告掲載
に関する契約について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この個別仕様書において、次の各号に定める用語の意味は、それぞれ当該各号に
定めるところによる。

(1) 広告主

ホームページにバナー広告を掲載する者

(2) バナー広告

ホームページ内に表示される画像で、広告主の指定するホームページにリンクする
もの

(掲載可能なバナー広告等の範囲)

第3条 ホームページにバナー広告を掲載できる範囲は、京都市広告事業実施要綱、京都
市広告掲載基準及び要領に定めるところによる。

(バナー広告の内容)

第4条 ホームページに掲載するバナー広告は、乙自身のバナー広告とする。

(バナー広告掲載料の納付)

第5条 乙は、バナー広告掲載料を納付するものとする。

2 乙は、契約締結後、甲から支払い請求を受けたときは、30日以内に、バナー広告掲
載料を支払わなければならない。

(バナー広告の掲載位置及び規格等)

第6条 バナー広告の掲載位置及び規格は、原則として次のとおりとする。

(1) ホームページのトップページにおいて、 枠のバナー広告を掲載する。掲載位置
については、京都市動物園ホームページ(<https://zoo.city.kyoto.lg.jp/zoo/>)
を参照すること。

(2) 甲の都合により、広告掲載位置のレイアウトを変更する場合は、変更する日の3日
前までに乙へ連絡するものとする。

(3) ファイルの種類は、G I F又はJ P E Gとし、バナー広告1枠の大きさは、縦12
7ピクセル×横210ピクセル（ファイル容量は1バナーにつき500キロバイト以
内）とする。

(4) バナー広告の作成に当たっては、次の項目を遵守するとともに、「京都市ホームペー

「制作ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮しなければならない。

ア 点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しない。

イ 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮する。

ウ 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告を掲載する期間は、
までとする。

(バナー広告の掲載承認)

第8条 乙は、バナー広告掲載承認申請書（第1号様式）に、掲載するバナー広告の完全なデータファイルを添えて甲に提出し、バナー広告及びリンク先について、事前に甲の承認を得なければならない。掲載するバナー広告及びリンク先を差し替える場合も同様とする。

2 前項の申請は、掲載初日の前日までに行わなければならない。（ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）

3 同一の広告主の広告を同時に複数掲載することはできない。

4 甲は、乙が掲載承認を求めてきたバナー広告及びリンク先を承認したときは、バナー広告掲載承認書（第2号様式）により通知するものとする。

(乙の責務)

第9条 乙は、甲及び甲からホームページの作成、運営を委託されている者と十分協議を行うものとする。

(バナー広告の内容等の変更)

第10条 甲は、バナー広告が第3条及び第6条第4号に規定する範囲から逸脱している、あるいは、リンク先が第3条に規定する範囲から逸脱していると判断したときは、乙にバナー広告の内容などの変更を求めることができる。

(バナー広告掲載の取り消し)

第11条 甲は、次の各号に該当する場合には、乙への催告その他なんらかの手続きを要することなく、バナー広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 前条の規定によるバナー広告の内容等の変更を乙が行わないとき

(2) その他、ホームページへのバナー広告掲載が適切でないと甲が判断したとき

第12条 乙は都合により、システムへのバナー広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、乙は、書面により甲に申し出なければならない。

(損害負担)

第13条 契約の履行に当たり、乙に生じた損害、又は乙が甲若しくは第三者に及ぼした損害は、全て乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(バナー広告の内容に係る紛争)

第14条 甲は、バナー広告、あるいはリンク先の内容等に係る第三者との間のいかなる紛争について一切関知しないものとし、乙は自己の責任と負担で当該紛争を解決するものとする。

(補則)

第15条 この仕様書に定めるもののほか、乙は、京都市契約事務規則及び関係法令に定めるところに従わなければならない。